

第7章 国税の調査

第1節 税務職員の質問検査権

学習のポイント

- 1 質問検査権とはどのようなものか
- 2 質問検査権はどこまで及ぶのか

質問検査権とは、適正公平な課税の確保の観点から、税務職員が各税の納税義務者等に対して質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる権限をいう(通74の2～74の6)。

1 所得税等に関する調査

(1) 質問検査権

国税庁、国税局又は税務署(以下「国税庁等」という。)の当該職員は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の(2)に掲げる者に質問をし、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる(通74の2)。

(2) 対象者

イ 所得税

- (イ) 所得税の納税義務者、納税義務があると認められる者又は確定損失申告書等を提出した者
- (ロ) 支払調書又は源泉徴収票、信託の計算書等を提出する義務がある者
- (ハ) 上記(イ)の者に金銭若しくは物品の給付についての権利義務がある者又はあったと認められる者

ロ 法人税又は地方法人税

(イ) 法人

- (ロ) 上記(イ)の者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡についての権利義務がある者

ハ 消費税

- (イ) 消費税の納税義務者、納税義務があると認められる者又は還付を受けるための申告書を提出した者
- (ロ) 上記(イ)の者に対し、金銭の支払若しくは資産の譲渡等についての権利義務がある者

2 相続税及び贈与税に関する調査

(1) 質問検査権

国税庁等の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査若しくは相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の(2)に掲げる者に質問をし、又は次の(2)の①に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる(通74の3)。

(2) 対象者

- ① 相続税又は贈与税の納税義務者又は納税義務があると認められる者
- ② 相続税法第59条に規定する調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者
- ③ 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
- ④ 納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であったと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
- ⑤ 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
- ⑥ 納税義務者又は納税義務があると認められる者から財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
- ⑦ 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

3 酒税に関する調査

(1) 質問検査権

国税庁等の当該職員は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類などの製造者や販売業者に対し、酒類などの製造、貯蔵、仕入、販売などの酒税の課税に必要な事柄について質問し、これらの者が所持している物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる(通74の4①)。

(2) 見本採取権

国税庁等の当該職員は、酒類などの物件や原料を検査するため必要があるときは、これらの物件や原料について、必要最小限度の分量の見本を採取することができる(通74の4②)。

(3) 関係取引先等に対する検査権

国税庁等の当該職員は、酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者や酒類製造者等と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる(通74の4③)。

(4) 酒類業者の団体に対する権限

国税庁等の当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者や酒類

販売業者の組織する団体に対して、団体員の酒類製造や販売に関して参考となる事項を質問し、団体の帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる（通74の4④）。

⑤ 取締り上必要な処分権

国税庁等の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、製造場にある酒類などの移動を禁止し、又は取締り上必要があると認めるときは、容器、機械、器具などに封印することができる（通74の4⑤）。

4 たばこ税等に関する調査

前記1から3のほか、次の各税についても、当該職員の質問検査権が規定されている。

- ① たばこ税（通74の5①一）
- ② 揮発油税（通74の5①二）
- ③ 地方揮発油税（通74の5①二）
- ④ 石油ガス税（通74の5①三）
- ⑤ 石油石炭税（通74の5①四）
- ⑥ 国際観光旅客税（通74の5①五）
- ⑦ 印紙税（通74の5①五）
- ⑧ 航空機燃料税（通74の6①一）
- ⑨ 電源開発促進税（通74の6①二）

【参考法令・通達番号】

手続通1-1、-2、-3、-4、-5、-6、-7

5 提出物件の留置き

国税庁等の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができる（通74の7）。

【参考法令・通達番号】

手続通2-1、-2

6 特定事業者等への報告の求め

所轄国税局長は、特定取引（電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引のうちこの規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。以下同じ。）の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者又は官公署（特定事業者等）に対し、あらかじめ国税庁長官の承認を受けた上、特定取引者の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号につき、特定取引者の範囲を定め、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができる（通74の7の2①③④）。

7 権限の解釈

前記1から5までの質問検査権等又は前記6の特定事業者等への報告の求めの規定による当該職員又は国税局長の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（通74の8）。

第2節 税務調査の事前手続

学習のポイント

- 1 事前通知とは、どのようなものか
- 2 事前通知を行わない場合は、どのような場合か

1 税務調査の事前通知

税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長をいう。以下第2節及び第3節において同じ。）は、国税庁等の当該職員（以下第3節において同じ。）に納税義務者に対し実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者に対しその旨、及び①調査を開始する日時、②調査を行う場所、③調査の目的、④調査の対象となる税目、⑤調査の対象となる期間、⑥調査の対象となる帳簿書類その他の物件、⑦調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所、⑧調査を行う当該職員の氏名及び所属官署等を通知しなければならない（通74の9、通令30の4）。

(1) 事前通知の対象者

事前通知の対象者は、各税の納税義務者とされている（通74の9①）。

なお、納税義務者に税理士等の税務代理人がある場合には、その税務代理人も対象になる。

また、この場合において、当該納税義務者の同意がある一定の場合に該当するときは、当該納税義務者への調査の事前通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる（通法74の9⑤）。

複数の税務代理人がある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として一定の場合に該当するときは、当該代表する税務代理人に対して事前通知をすれば足りる（通法74の9⑥）。

(2) 対象となる調査の範囲

事前通知の対象となる「調査」は「実地の調査」とされている（通74の9①）。

具体的には、国税の調査のうち、納税義務者の事業所や事務所等に当該職員が臨場して行う調査が、この「実地の調査」に該当することになる。

【参考法令・通達番号】

手続通4-4

2 調査の「開始日時」又は「開始場所」の変更の協議

税務署長等は、事前通知を受けた納税義務者から、合理的な理由を付して、調査を開始する日時又は調査を行う場所について変更を求められた場合には、これらの事項について納税者と協議するよう努めるものとされている（通74の9②）。

3 通知事項以外の事項について非違が疑われる場合の質問検査等

事前通知を行った場合であっても、当該職員が、その調査によりその調査に係る前記「1 税務調査の事前通知」の③から⑥までの通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合において、その事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない（通74の9④前段）。

なお、「通知事項以外の事項」に関して質問検査等を行う際には、改めて事前通知を行う必要はない（通74の9④後段）。

4 事前通知を要しない場合

税務署長等が、調査の相手方である納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を要しない（通74の10）。

【参考法令・通達番号】

手続通5-7、-8、-9、-10

第3節 税務調査の終了の際の手続

学習のポイント

調査の結果は、どのように通知又は説明するのか

1 更正決定等をすべきと認められない旨の通知

税務署長等は、実地の調査を行った結果、更正決定等（源泉徴収等による国税に係る納税の告知を含む。）をすべきと認められない場合には、納税義務者で当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において、更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知する（通74の11①）。

2 更正決定等をすべきと認める場合における調査結果の内容の説明等

調査を行った結果、更正決定等をすべきであると認められる場合には、当該職員は、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を当該納税義務者に説明する（通74の11②）。

また、調査結果の内容を説明する際、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる（通74の11③）。

なお、この場合は、調査の結果に関し納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書類を交付しなければならない（通74の11③）。

3 納税義務者の同意がある場合の税務代理人又は連結親法人への通知等

前記1の「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」及び前記2の「更正決定等をすべきと認める場合における調査結果の内容の説明等」については、次の「①納税義務者が連結子法人である場合」又は「②納税義務者に税務代理人がある場合」に該当する場合には、当該納税義務者への通知等に代えて、それぞれ次の者に通知等を行うことができる（通74の11④⑤）。

① 納税義務者が連結子法人である場合

連結子法人（納税義務者）及び連結親法人の同意がある場合・・・その連結親法人

② 納税義務者に税務代理人がある場合

納税義務者の同意がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・その税務代理人

4 再調査

前記1の実地の調査の結果、更正決定等をすべきと認められない旨の通知をした後、又は前記2の調査（実地の調査に限る。）の結果につき納税義務者から納税申告書の提出等

があった後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、質問検査権等の規定に基づき、当該通知を受け、又は納税申告書の提出等をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、再び質問検査等（再調査）を行うことができる（通74の11⑥）。

【参考法令・通達番号】

手続通6-7、-8

第4節 事業者等への協力要請及び身分証明書の携帯等

1 事業者等への協力要請

国税庁等の当該職員は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者又は官公署に当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を要請ができることとされている（通74の12①）。

2 身分証明書の携帯等

国税庁等の当該職員は、前記第1節の質問検査権の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前記1の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは提示しなければならない（通74の13）。

3 金融機関等における預貯金者等情報の管理

金融機関等は、預貯金者等の氏名（法人については名称）及び住所又は居所のほか、顧客番号、口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率などの預貯金等の内容に関する事項を当該金融機関が保有する預貯金者等の番号（個人番号（マイナンバー）又は法人番号）により検索できる状態で管理しなければならない（通74の13の2）。

4 口座管理機関等における加入者情報の管理等

- (1) 証券会社及び銀行などの口座管理機関は、加入者の氏名（法人については名称）及び住所又は居所のほか、顧客番号、口座番号、社債等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を当該口座管理機関が保有する当該加入者の番号（個人番号（マイナンバー）又は法人番号）により検索できる状態で管理しなければならない（通74の13の3）。
- (2) 振替機関は、振替機関又はその下位機関の加入者の氏名（法人については名称）及び住所又は居所のほか、株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するための加入者の記号・番号（加入者口座コード）を当該振替機関が保有する当該加入者の番号（個人番号（マイナンバー）又は法人番号）により検索できる状態で管理しなければならない（通74の13の4①）。

また、振替機関は、支払調書の提出義務者（株式の発行者又は口座管理機関）から加入者の番号等の提供を求められたときは、提出義務者から提供を受けた電磁的記録にその保有する番号等を記録して提供しなければならない（通74の13の4②）。

- (3) 上記の規定は、令和2年4月1日から施行される。